

市立秋田総合病院二日ドック宿泊等業務仕様書

本仕様書は、地方独立行政法人市立秋田総合病院において行う二日ドック（宿泊）受診者に対して、以下の内容の宿泊（1泊2日）、食事（夕食）および送迎車またはタクシー（病院と受託者の宿泊施設間の往復）の提供を業務委託するものである。

1 委託期間

委託期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 委託業務内容

(1) 受診者の通知について

地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下、甲という。）は、前月の25日までに受託者（以下、乙という。）に対し受診者の氏名と宿泊月日を通知する。

1回の最大受診者数を7人とする。

(2) 宿泊施設の提供について

乙は、前項の通知に基づき、温水洗浄便座付きツインルーム宿泊施設（シングルルームも可）を用意する。

なお、宿泊日は毎週火曜日、木曜日とする。（竿燈期間および年末年始ならびに祝日にあたる日を除く）

(3) 食事（夕食）の提供について

乙は、食事として2種類以上の選択メニューを用意し、受診者が自由に選べるようにし、食事の希望は、チェックイン時点で確認するものとする。

なお、年度毎にメニューの見直しをするものとし、その際は、当院にメニューを提示するものとする。

(4) タクシーの提供について

市立秋田総合病院と乙の施設の距離は直線で2km程度までとし、乙は、二日ドックの1日目は市立秋田総合病院から乙の施設まで、2日目は乙の施設から市立秋田総合病院までの間の移動に要する送迎車またはタクシー（1往復）を提供するものとする。

その際、タクシー1台につき、受診者4人までの乗り合いとする。

ただし、甲の事情によりタクシーを増車する場合は、事前に乙に対して連絡するものとする。

3 委託料

乙は、宿泊・食料（受診者の人数分）、送迎車・タクシー代（利用台数分）を1か月ごとにとりまとめ、委託料として甲に請求するものとする。

4 受診者の個人会計

乙は、委託業務以外に発生した費用については、当該受診者に直接請求するものとする。